

2018年1月9日 全6頁

2018年以降の制度改革予定(バーゼル規制編)

金融調査部
主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2018年にも様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制に関連する主な動きをまとめた。
- 2018年3月31日から、「国際統一基準行」について金利リスクのモニタリングの見直しが施行される。同日、「SA-CCR（デリバティブ取引に関するカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーの計測に係る標準的手法）」が導入される予定だが、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用が認められる方向である。
- 2019年3月31日から、「国内基準行」について金利リスクのモニタリングの見直しが施行される。同日から、G-SIBsへのTLAC規制が適用されると予想される。
- 2022年3月31日から、2017年12月に最終合意された項目が適用されると予想される。信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクの算出方法が見直され、資本フロア及びG-SIBsへのレバレッジ比率のバッファが導入される。同日から、G-SIBsへのTLAC規制の比率が引き上げられると予想される。
- 一方、安定調達比率の導入やファンド向けエクイティ出資の扱いの見直しについては、現時点で金融庁が告示（案）を公表しておらず、適用時期は未定である。

はじめに

2018年にも様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制（銀行の自己資本比率規制）に関連する主な動きをまとめた。

1. 2018年以降の制度改正（バーゼル規制関連）

2018年以降に予定／予想される主な制度改正のうち、バーゼル規制に関連する事項は次の図表の通りである。

図表1 主な制度改正の見通し（バーゼル規制関連）

時期	事項
2018年	
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ◆国際統一基準行について、金利リスクのモニタリングの見直しの施行 ◆SA-CCR 導入（予定）（※1）。ただし、現行のカレント・エクスポージャー方式も「当分の間」選択適用可
2019年	
3月31日	◆国内基準行について、金利リスクのモニタリングの見直しの施行
3月31日（見込み）（※2）	◆G-SIBs への TLAC 規制導入（リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%）
2022年	
3月31日（見込み）（※2）	<ul style="list-style-type: none"> ◆信用リスクに係る標準的手法・内部格付手法の見直しの施行 ◆マーケット・リスク計測手法の見直しの施行 ◆オペレーショナル・リスク計測手法の見直しの施行 ◆資本フロア（72.5%）導入 ◆G-SIBs へのレバレッジ比率のバッファー導入 ◆G-SIBs への TLAC 規制の比率引き上げ（リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%）
時期不明	
—	<ul style="list-style-type: none"> ◆安定調達比率の導入 ◆ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の強化の見直しの施行

（※1）本稿執筆時点では、告示案段階（後述）。

（※2）バーゼル銀行監督委員会・金融安定理事会では1月1日導入とされているが、わが国では3月31日から導入されると予想される。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. SA-CCR 告示案が公表、カレント・エクスポージャー方式の選択適用可

2017年12月22日、金融庁が、いわゆる「SA-CCR」（Standardised Approach for measuring Counterparty Credit Risk exposures）等に関する告示案を公表した。これは、2014年3月のバーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）での合意を受け、デリバティブ取引に関するカウンターパーティー信用リスク・エクスポージャーの計測に係る標準的手法を導入するものである。2018年3月31日から適用される。

現行制度上、デリバティブ取引の与信相当額の算出手法として、カレント・エクスポージャー方式、標準方式及び期待エクスポージャー方式が認められている。バーゼル委は、2017年1月より、カレント・エクスポージャー方式と標準方式を廃止し、それらに代わって、リスク感応度

を改善した SA-CCR を導入することとしていた¹。

しかし、上記告示案は、信用リスクに係る標準的手法を採用している銀行（標準的手法採用行）については、「当分の間」（具体的期間は不明）現行のカレント・エクスポージャー方式を認めることとしている。さらに、この経過措置が終了した後も、以下の条件を満たす標準的手法採用行は、現行のカレント・エクスポージャー方式を認めることとしている。この場合、全てのデリバティブ取引について、SA-CCR を用いて与信相当額を算出することができない。

- ①国内基準行である
- ②以下のいずれも利用していない
 - (a) マーケット・リスクに関する内部モデル方式
 - (b) オペレーショナル・リスクに関する先進的計測手法
 - (c) デリバティブ取引に関する期待エクスポージャー方式

上記告示案は、バーゼル委での合意を受け、あわせて、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの算出方法を見直している（2018年3月31日から適用）。しかし、適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットは、「当分の間」（具体的期間は不明）、現行の方法で算出するとされ、その期間中は見直し後の算出方法は適用されないこととなる。

3. 銀行勘定の金利リスクの見直し

現行制度において、いわゆる「アウトライヤー基準」により、銀行は銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えていないか、金融庁によってモニタリングされている。2017年12月11日、金融庁が、監督指針・告示を改正し、アウトライヤー基準を次のように見直した²。

国際統一基準行については、2018年3月期から、銀行勘定の金利リスクがTier1資本の15%を超えていないかモニタリングされ、国内基準行については、2019年3月期から銀行勘定の金利リスクが自己資本の20%を超えていないかモニタリングされる。

国際統一基準行については、告示の改正により、銀行勘定の金利リスクの計測手法の見直しが明らかになっており、所定の6個のシナリオの下で金利リスクを測定することとされている。さらに、開示項目も拡張され、新たにコア預金の平均満期・最長満期等の開示が求められる。一方、国内基準行については計測手法の見直しは現時点で明らかにされていない。

¹ 鈴木利光「カレント・エクスポージャー方式、撤廃へ」（2014年4月25日付大和総研レポート）参照。

² 拙稿「銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】」（2017年12月18日付大和総研レポート）参照。

4. G-SIBs への TLAC 規制の導入³

「総損失吸収力 (TLAC: Total Loss-Absorbing Capacity)」とは、巨大銀行に対して、破綻時に備えた損失吸収力を確保させる取り組みである。「大きすぎて潰せない (Too Big To Fail)」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため 2015 年 11 月に金融安定理事会が規制内容を公表した⁴。

これにより、グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs: Global Systemically Important Banks) に対して、最低水準として以下の水準の TLAC が求められる。TLAC には、バーゼル規制の最低所要資本 (8%) 及び余剰規制資本のほか、持株会社が発行する普通社債等が算入されるが、資本バッファの算入は認められない。一方、預金保険制度が整備されていれば、それぞれ一定の比率が TLAC として勘案される。

図表 2 TLAC の最低水準

	最低水準
2019 年 1 月	リスク・アセット比 : 16% (※1) レバレッジ比率規制の分母比 : 6%
2022 年 1 月	リスク・アセット比 : 18% (※2) レバレッジ比率規制の分母比 : 6.75%

(※1) 預金保険制度が整備されていれば、リスク・アセット比 2.5% を算入可。

(※2) 預金保険制度が整備されていれば、リスク・アセット比 3.5% を算入可。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

5. 「バーゼルⅢ」最終合意による見直し

いわゆる「バーゼルⅢ」は 2010 年 12 月に合意され、2013 年から適用されている。しかし、一部の項目についてはバーゼル委で検討が継続され、2017 年 12 月に最終合意に至った⁵。最終合意の概要は図表 3 の通りである。2022 年から適用される。

信用リスクに係る標準的手法の見直しは、主な項目として、株式のリスクウェイトが、現行の 100% から 250%⁶ へ引き上げられる (2027 年にかけて段階的に引き上げ)。信用リスクに係る内部格付手法の見直しでは、内部格付手法を利用できる対象が制限された。株式について標準的手法が義務付けられ、金融機関向け債権 (銀行、その他金融機関) や、連結収入が 5 億ユー

³ 2017 年 12 月 22 日、金融庁が、「自己資本比率規制等への対応を踏まえたグループ全体としての資金調達の実態にあわせ、3メガバンクについて、銀行法上の持株会社の定義に係る総資産の額から子銀行への貸付金の額を控除する」告示案を公表した (適用は 2018 年 3 月 31 日から)。これは、3メガバンクを含む G-SIBs は、海外子会社の損失を吸収するため、持株会社が海外子会社へ劣後債等 (内部 TLAC) を発行することが求められることに対応したものと考えられる。

⁴ 鈴木利光「TLAC (G-SIBs の追加規制) の最終報告」(2015 年 11 月 11 日付大和総研レポート) 参照。

⁵ 拙稿『「バーゼルⅢ」、ついに最終合意」(2017 年 12 月 8 日付大和総研レポート) 参照。

⁶ 投機的な非上場株式の場合、400%。

ロ超の企業向け債権については、「基礎的」内部格付手法又は標準的手法を適用することとされた。さらに、内部格付手法において銀行による推計が認められるパラメーター（デフォルト率（PD）、デフォルト時損失率（LGD））に下限が設定された。加えて、内部モデル手法に基づき算出したリスク・アセットの合計額が、標準的手法で算出した場合のリスク・アセットの合計額を大幅に下回らないよう、72.5%の下限値（資本フロア）が設定された。

図表3 パーゼルⅢの最終合意における合意事項

信用リスク	「標準的手法」「内部格付手法」の見直し
	CVA（信用評価調整）リスクに係る内部モデル手法の廃止
マーケット・リスク	見直しの適用開始時期を（2019年から）2022年に延期
オペレーショナル・リスク	新標準的手法を導入。既存の標準的手法、先進的計測手法を廃止
資本フロア	内部モデル手法で算出した場合のリスク・アセットは、標準的手法で算出した場合の72.5%の水準を下限とする。 水準は、2022年（50%）から2027年（72.5%）まで段階的に引き上げ。
レバレッジ比率	G-SIBsに対してバッファを導入。バッファを下回ると社外流出を制限。 Tier1資本で、自己資本比率に関するG-SIBs上乘せ比率の50%の水準が必要。

（出所）バーゼル委「バーゼルⅢ改革のハイレベル・サマリー」（2017年12月）を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

6. 安定調達比率の導入

安定調達比率（NSFR:Net Stable Funding Ratio）とは、流動性が低く、売却が困難な資産について、中長期的に安定的な資金で調達することを求める規制である⁷（図表4参照）。

図表4 安定調達比率

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）}}{\text{所要安定調達額（資産×流動性に応じたヘアカット）}} \geq 100\%$$

（出所）金融庁「国際金融規制改革の最近の動向について」（2016年2月8日）

安定調達比率は、バーゼル委では2018年から導入することが合意されているが、わが国では、現時点では、適用時期は不明である。今後、安定調達比率に関する告示案が公表され、適用時期も明らかにされると予想される。

⁷ 鈴木利光「安定調達比率（NSFR）（バーゼルⅢ）」（2015年3月18日付大和総研レポート）参照。

7. ファンド向けエクイティ出資

2013年12月、バーゼル委は、ファンド向けエクイティ出資の取扱いを見直すことに合意した。見直しにより、銀行勘定で保有するファンド向けエクイティ出資には、次のリスク・ウェイトを適用することとされた⁸。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ファンドの保有するエクスポージャーのリスク・ウェイト（ルックスルー方式）②ファンドの資産運用委託書 (mandate) に含まれる情報又は法令に基づいて決定されるリスク・ウェイト（①が適用できない場合）（マンドート方式）③一律 1250%のリスク・ウェイト（①②が適用できない場合）（フォールバック方式） |
|---|

バーゼル委では、ファンド向けエクイティ出資の見直しは2017年1月から導入することが合意されているが、わが国では、現時点ではまだ導入されていない。今後、関連する告示案が公表されれば、適用時期も明らかにされると予想される。

(以上)

⁸ 鈴木利光 『『ファンド向けエクイティ出資』と『SA-CCR』』（2016年8月2日付大和総研コラム）参照。